

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和3年7月9日

福島県県中建設事務所長 宗像 誠也

### 1 業務概要

- (1) 業務名 道路整備効果検討業務委託（道改・改良）
- (2) 業務内容 現在施工中の復興・再生事業により整備される道路網完成後の効果を検証するとともに、地域特性、交通特性及びネットワークを分析、整理し、将来の県中管内の道路整備の具体的な課題及び道路網の整備方針を作成する。
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和4年3月31日

### 2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は「国道288号外道路整備効果検討業務委託（道改・改良）公募型プロポーザル方式募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

### 3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価基準日(令和3年8月3日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 評価基準日(令和3年8月3日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等請負有資格者名簿の土木設計に登録されていること。
- (4) 本業務契約時点において、本業務対象事業に係る測量及び調査、設計並びに工事

の受注者及び受注者と資本、人事面等において関連があると認められない者であること。

(5) 建設コンサルタント登録規程による「道路部門」及び「都市地方計画部門」の建設コンサルタント登録を受けている者であること。

(6) 管理技術者は、技術士資格【建設部門(科目:「道路」又は「都市及び地方計画」)】を有すること。

(7) 設計共同体(当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。)である場合、次のア～カに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 構成員の数が2を超えない者であること。

イ 代表構成員が上記(1)～(6)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

また、その他の構成員は上記(1)～(5)に掲げた要件をすべて満たしている者であること。

ウ 別紙1に示された道路整備効果検討業務委託(道改・改良)設計共同体協定書により設計共同体の協定書を締結している者であること。

エ 構成員の分担業務が、業務の内容により道路整備効果検討業務委託(道改・改良)設計共同体協定書において明らかな者であること。

オ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、道路整備効果検討業務委託(道改・改良)設計共同体協定書にて明らかな者であること。

カ 構成員において決定された代表者が、道路整備効果検討業務委託(道改・改良)設計共同体協定書において明らかな者であること。

#### 4 手続等

##### (1) 事務局

〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号

福島県県中建設事務所 企画管理部 企画調査課

電話:024-935-1449 FAX:024-935-1407

E-mail:kentyuu.ken.kikaku@pref.fukushima.lg.jp

## (2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を事務局ホームページにより配布します。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41320a/>)

配布期間は令和3年7月9日から令和3年7月21日まで。

ただし、上記配布方法にて入手（ダウンロード）できない場合は、下記のとおりとし、4（1）に電話にて申込みしてください。

### ア 配布期間

令和3年7月9日から令和3年7月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の9時から17時まで。

### イ 配布方法

下記のいずれかの方法とします。

(ア) 手交を希望する場合は、上記（1）に電話連絡のうえ、電子データ保存用の未使用のCD-Rを上記（1）の場所に持参してください。CD-Rに複製し、手交します。

(イ) 郵送による配布を希望する場合は、表に「道路整備効果検討業務委託（道改・改良）募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒に250円（定形外郵便物250g以内とした場合。）の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で4（1）事務局へ郵送してください。CD-Rに複製し返送します。（配布期間は、請求が上記配布期間内の消印のあるものについて配布します。）

## (3) 提出期限並びに提出場所及び方法

令和3年8月3日17時までに、4（1）の場所に1部を持参又は郵送してください。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したもので有効とします。

## 5 その他

### (1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第 228 条第 2 項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 5 号、第 8 号又は第 9 号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第 229 条第 1 項第 8 号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領とする。